

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和2年12月7日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時05分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 入 野 登志子

関 口 孫一郎 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

茂 呂 健 市 内 海 まさかず 小久保 かおる

針 谷 育 造 氏 家 晃 千 葉 正 弘

白 石 幹 男 永 田 武 志 福 富 善 明

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	小保方	昭	洋
総務部長	永島		勝
財務部長	大野	和	久
消防長	小島		徹
総合政策部副部長兼 総合政策課長	増山	昌	章
スポーツ連携室長	茂呂	一	則
地域づくり推進課長	横倉	延	男
都賀地域づくり推進課長	川又	俊	行
総務部副部長兼総務課長	瀬下	昌	宏
職員課長	小川		稔
情報システム課長	須見		誠
管財課長	岩崎		充
財政課長	小野寺	正	明
市民税課長	茂木		隆
収税課長	奈良部	和	紀
消防総務課長	鈴木	宏	之
消防総務課主幹	中村		聡
警防課長	中山	全	良
通信指令課長	小高	照	明
消防第1課長	本名	義	人
消防第2課長	小川	信	幸

令和2年第7回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

- 令和2年12月7日 午前10時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第76号 栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第79号 栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第83号 栃木市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第84号 とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第89号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第92号 権利の放棄について
- 日程第7 議案第93号 栃木市土地開発公社の解散について
- 日程第8 議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第76号 栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第76号 栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は7ページから10ページまで、議案説明書は7ページから13ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の7ページを御覧ください。提案理由であります、令和3年4月1日からの組織改編に当たりまして、公民館及びスポーツに関する事務の教育委員会から市長部局への移管を可能にするため、本条例を制定することについて議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の8ページから13ページまでの新旧対照表につきましては、この後、条例案の附則においてご説明をさせていただきます。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。こちらは制定文となります。

次の8ページを御覧ください。条例案につきましてご説明をさせていただきます。まず、本条例は本則1つのみの条例となっております。地方公共団体の判断で条例により教育委員会から地方公

共同体の長へ移管することができる事務について定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、栃木市教育委員会の職務権限に係る事務のうち、市長が管理し及び執行する事務につきましては、1号に掲げます公民館の設置、管理及び廃止に関すること、2号のスポーツに関することとしております。

次に、附則を御覧ください。1項の施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

次に、2項から10ページの7項までは、市長に移管する事務で、各条例におきまして教育委員会の権限と規定されているものを市長の権限に変更するとともに、条例施行前の処分等の経過措置に関する規定となっております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。この76号議案につきましては、提案理由にもございましたように、令和3年度の4月1日から、その組織の改編に当たって公民館とかスポーツに関する事務の教育委員会からの市長部局への移管というのが提案理由だということで、それに伴って条例の一部を改正するというところは理解しているのですが、例えば実務ベースで事務を担当する人、職員が代わるとか、そういったところというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 実際に公民館ですとか、スポーツに関係している職員につきましては、教育委員会から市長部局のほうに移行する形になります。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 聞き方が悪かったかな。それで実際に現行と改正になって、そこの実務を担当する職員さんというのは変更とかあるのでしょうかということをお聞きしたかったですけれども。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 実質的に変更にはなりません。もちろん人自体は異動によりで代わりますけれども、中身自体に関しては変わりません。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 中身は変わらないということで、特にこれは市民に直結するというか、公民館ですとか、スポーツ施設ということなので、スムーズな引継ぎをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。要望です。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 権限が教育委員会から市長へということなのですが、この組織改編に当たり

まして、例えば今までの状況が長く続いてきたと思うのですが、何か不都合な面とかそういうものがあつたからということではないかと思うのですが、そういったものはなかったでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 特に教育委員会と市長部局の間では、これまでも連携して事業等を進めてまいりました。特に不都合ということはございませんけれども、公民館活動ですとかスポーツ、やはりこれはまちづくりと一体的に進めることが効果的ということで、今回は市長部局のほうに移管をさせていただきたいということでございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それともう一つなのですが、組織改編に当たりまして、多分よくなるだろうということで組織改編になるかと思うのですが、その事務の効率化というのはどのように考えているのでしょうか、プラスの面で。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） プラスの面としまして考えておりますことは、今までやはり教育委員会のほうで所管をしておりますと、やはり教育という視点がどうしても必要になってまいります。スポーツですとか公民館活動については、そういった教育という面だけではなく、市長部局のほうで、先ほども申し上げましたまちづくりというところと、その実施をする目的についても幅広く考えた形で事業を実施できるということで、あえて難しく教育というような視点を入れてなくても、効率的な事務の執行は可能になるのかなというふうには考えておるところです。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私もやはり公民館等、あとは文化会館等ですか、行くときには、本当に教育委員会というのが違和感を今までちょっと持っていた部分がありましたので、今後ともよろしくお願いたします。要望です。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第76号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第79号 栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第79号 栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は19ページから23ページまで、議案説明書は16ページから25ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の16ページを御覧ください。提案理由であります、令和3年4月1日からの組織の改編に当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市部設置条例等の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要であります、1の栃木市部設置条例の一部改正につきましては、部の名称や分掌事務の改正を、2の栃木市国民保護協議会条例の一部改正から次のページ13の栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の一部改正までは、組織の改編に合わせて各条例で規定しております審議会等の庶務を担当する部署などを改正するものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容を新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、18、19ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、栃木市部設置条例の一部改正であります、部の設置について規定しております第1条は、「総務部」を「経営管理部」に、「財務部」を「地域振興部」に、「建設部及び都市整備部」を「都市建設部」に改めるものであります。

次に、分掌事務について規定しております第2条の改正につきましては、まず現行の第1号総合政策部のオ、地域のまちづくりに関することを削りまして、その下の「カ」を「オ」とし、右ページの改正案のとおりカ、情報管理に関すること、キ、防災に関することを加えるというものでございます。

次に、第2号は「総務部」を「経営管理部」に改めまして、現行のウ、情報管理に関することを削り、「エ」と「オ」をそれぞれ「ウ」と「エ」に改め、改正案のとおりオ、市有財産に関すること、カ、予算、その他財政に関すること、キ、市税に関することを加えることといたします。

20、21ページを御覧ください。第3号は「財務部」を「地域振興部」に改めまして、分掌事務につきましては改正案のとおりア、地域とまちづくりに関すること、イ、公民館に関すること、ウ、

スポーツに関することといたします。財務部の分掌事務につきましては、ただいまご説明いたしました経営管理部にそのまま移管いたします。

次に、第8号は「建設部」を「都市建設部」に改めまして、改正案のとおり現行の第9号、都市整備部の分掌事務をそのまま移管いたします。

なお、この条例改正内容の説明のみでは再編後の組織イメージが把握しにくいと思料されるため、11月26日付で行政組織新旧対照表案を配付させていただきましたので、参考としていただければというふうに存じます。

次に、栃木市国民保護協議会条例の一部改正から24、25ページの栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の一部改正までにつきましては、改正の概要でご説明させていただきましたとおり、今回の組織の改編に合わせて各審議会等の庶務を担当する部署などを改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の19ページを御覧ください。19ページは制定文となります。

次の20ページからが改め文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、23ページの末尾にあります附則のほうを御覧いただきたいと思えます。この条例につきましては令和3年4月1日から施行いたしたいというものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

今、変更になる説明を伺って、今までずっとなじんでいた総務部とか財務部とかがなくなって変わってくるということで、少し言葉に慣れるまで時間がかかるかなと思っていました。やっている中身に関しては、きちんと引き継がれていくので安心しているのですが、その中で議案書の斎場整備室のところなのですが、そこが今度環境課に変わって、そこの中に斎場整備室が入ってくるということですね。議員研究会でも意見が出たと思うのですが、今、斎場やり始めて、まだ少しでき上がるまで時間がかかると思うのですが、環境課の中に入るのですが、今まで斎場整備室と一つのくくりがあったので、これはこのままあったほうが出来上がるまで一つの組織としてあったほうが市民の皆さんも分かりやすいのではないかと思うのですが、その辺の検討はなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 斎場整備室につきましては、今回の組織の見直しによりまして課内室として整理をさせていただいたところなのですが、こちらの課内室につきましては、特定の事業を推進するために臨時の組織として設置をするというものでございます。これは

事業の終了によりまして廃止になる場合と、またもしかすると事業の進展によっては課として独立するようなケースもあるのかなというふうには考えております。この斎場整備室につきましては、事業の終了によりまして役割が終わるということで課内室として整理をしたのですけれども、ただ組織体制につきましては室長については引き続き配置をいたしますし、その業務の内容につきましても変更する予定はございませんので、今までどおりで、その事業の遂行自体に支障が出るということはないというふうには考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。一般質問でも幾つか出ているのですが、部がこういうふうにもまた変わるといのは別に反対はしないのですが、どうしても市民の窓口、見ていると市民課とかの名前が変わるのですけれども、要は中身がやっぱり待ち時間だとか、今回も一般質問なんか出ています。非常に市民がやっぱりちょっと時間を食うよとか、あとは私なんかも言っているのですけれども、その窓口、窓口によってたけているというか、よく分かる方がきちんと対応する、ワンストップサービスとかも含めて言っているのですけれども、そういう点については部の改正についてもきちんとそういうことは加味しているのかどうかをちょっと確認させてください。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 職員の窓口対応なんかに関しての部分については、委員おっしゃるとおり今まで何回もご質問等も受けているところです。今回の組織の改編によりまして、一部総合支所のほうから本庁のほうに集約される職員等もございます。そういった職員全体の人数の異動の中で、窓口業務に従事する職員の充実等も図っていきたいなというふうには考えているところですが、総合支所におきましては、今回の組織の集約によって、一部窓口にお越しになった市民の方にお待ちをいただくようなケースが、もしかすると出るかもしれません。ただ、そういった点に関しては、これまでも何でも相談員等の設置等を通じまして、できるだけ市民の方に分かりやすいような対応をという形で取り組んでまいりましたし、そのほか窓口対応に関してのマニュアル化ですとか、そういったことも引き続き取り組んでまいりまして、市民の方の待ち時間ですとか、そういったことは極力減らしていくような形で今後も取組のほうを進めさせていただきたいというふうには考えているところです。

以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 要は、通常、事があって相談だとか、窓口業務は別に流れると思うのです。どうしても人が足りないとか、特別な、例えば市民課の話なのだけれども、福祉課も重なるとか、今度は保険の関係も重なるとかいろいろあるから、私が言っているのは、よく分かる人というのは、要はプロフェッショナルだという話をしているのですけれども、そういうことの人材をせっか

くこうやって部を改正していくに当たり、名前も格好よくなる感じで分かりやすいのかなというふうに思うのですが、そういうことを含めてやはり市民のサービス、市民目線のサービスというものを忘れてはいけないというふうに思いますので、一応要望させていただきますので、しっかりした形を取って、市民に何ら支障がないようなことを目指してもらいたいというふうに思います。

○委員長（中島克訓君） 要望ということで、お願いします。

ほか質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第79号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了しました執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちを願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第83号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それでは、よろしくお願いたします。ただいまご上程をいただきました議案第83号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は31ページ、32ページ、議案説明書は40ページから43ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の40ページを御覧ください。提案理由であります、人事院規則改正の経緯を交えましてご説明をいたします。ご案内のように全

国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の車内などでの業務は、感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務であるとして、特殊勤務手当が支給できるよう本年3月に人事院規則が改正されました。

その後、7月に入り消防における救急搬送についても対象となること改めて通知されたところでございます。そして、今回の提案に至りまして、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

42、43ページをお開きください。43ページ、第5項1行目に引用する新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が時限立法でありまして、現状では来年2月6日までとなっております。このため、今回の改正につきましては、特例的、一時的なものとして位置づけるため、附則に定めるものでございます。手当の額につきましては、国の人事院規則に準じ、新型コロナウイルス感染症防疫作業に従事する職員の手当の額は1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とするものでございます。

次に、議案書により説明いたしますので、議案書の31ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の32ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表により説明いたしましたので、附則についてご説明をさせていただきます。附則であります、この条例は公布の日から施行し、改正人事院規則と同様に遡り適用させるため、令和2年4月1日から適用することといたしたいというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） この従事した日、1日なのですけれども、時間にするとどれぐらいを目安にしているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 今回の改正につきましては、従事時間ということではなく、1日でも1回対応すれば、この金額以内で手当を支給するというものでございます。

なお、予定しております想定業務なのですが、消防における救急業務を想定しておりまして、既に1日当たり多いときでは平均10件ぐらい救急搬送ということでは、これコロナではなくて対応しているところがございますので、この特勤手当の重複支給ということがないように、あくまでもこ

れまで例えば5回ありまして、そのうち1回だけがコロナ対象であれば、その1回のほうが上限額、消防の救急搬送1回200円となっております。5回で1,000円、仮にこれが3,000円とか4,000円とかということで支給対象となれば、その差額分の3,000円とかを支給していきたい、そういった改正内容となっております。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、4,000円を超えない範囲ということで書かれているのですけれども、この4,000円の根拠についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） こちらの内容につきましては、改正人事院規則と同様に改正をいたしたいというものでございます。その結果、市のほうの規則において、その内容を制定するわけなのですが、文言といたしますと感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき3,000円、ただし新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して、または患者に長時間にわたり接して行う作業、その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円とするという形で整理をさせていただきたいと考えております。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、附則のほうにあるのですが、適用が令和2年4月1日から、これが議決されればそこで適用されるという判断なのだと思うのですけれども、これまでの対象人数は把握されているでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それはコロナの一応搬送ということで、4月から11月までということで30件搬送しております。なお、その前、今年度1月からということでは、今年ということでは54件ほど搬送しているということです。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと、遡ってその手当ということなののですけれども、支給日というのはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） その手当の支給日ということでは、本条例を議決等いただいた後に、遡り対象となるものにつきまして差額を速やかに支給するという形で対応していきたいと考えております。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。説明を伺ってしまして、令和3年の、今年です。3月に改正があって、7月に消防のほうの対象になるということなののですけれども、7月だったらもう9月の議会でもこれ上がってきてもよかったかなと思ったのですけれども、今になった理由は

何なのでしょう。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 実は、その手続的な問題と、あと改正内容についてどういった業務を対象とするかというところで、ちょっと検討に要した部分がございます、今回12月に上程させていただくというような状況となった次第でございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 今回、この条例が上がってきたので、インターネットを見ていましたら、結構ほかのところは9月でというのが多かったものですから、中の作業というのは国で言っているのだから、同じような内容でやっていくのだと思うのですけれども、速やかにというか、これからもこういったことが、特に今回は特殊な事例だと思いますので、国から来たもので、実際に職員さんとかに関わるものであるもので、ぜひ早急な対応をしていただきたいと思いますので、今回はこれでいくのですけれども、今後よろしく願いいたします。要望させていただきます。

○委員長（中島克訓君） 要望ということで。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 主に救急搬送のほうの対象だということなのですが、要は自分の想定の中なのですが、多分保健センターに相談に行って陽性だとか云々、何か検査がその後あったときには、例えば保健センターにかかってお世話をしたというか、対処した職員が、例えば後で分かったということで、ちょっとこれはそういう事例があるのかどうか分かりません。そういうことでの例えば福祉課に行って、福祉課の方が対応したのが、高齢者なら高齢者の方がたまたま陽性反応が直近で出たというような場合は、これの対象とかにはならないのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） ただいまのお話でいきますと、通常業務の中で相談に来た。それが本人がそういう症状に気づかずということなのだと思います。あくまでもこの特勤手当については、そういう患者等の対応ということで保健所等、あとは医師とかそういったところから判断があったケース、そういったものを対応としたものの場合を想定しております。また、今後におきましても、現在は救急搬送ということですが、コロナ感染症の拡大に伴いまして民間施設等、人が足りないよといったところで職員が対応するケースも、場合によると出てくるかと思えます。そういった場合は対象となり得るというものでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第83号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第4、議案第84号 とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） おはようございます。よろしくお願いたします。ただいまご上程をいただきました議案第84号 とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は33ページから34ページ、議案説明書は44ページから47ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の44ページを御覧ください。提案理由でございますが、とちぎ市民活動推進センターを栃木市市民交流センター内に移転するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、とちぎ市民活動推進センター条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、1つには第2条関係においてセンターの位置を改めること、2つには別表関係中の印刷機に関わる使用料を削るものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の46、47ページを御覧ください。46ページの現行の第2条中「栃木市境町19番3号」を、47ページの改正案のとおり「栃木市入舟町6番8号」に改め、46ページ、現行の別表中、印刷機の部と備考を削るものでございます。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の33ページを御覧ください。このページは、

条例の制定文になります。

次の34ページの改め文の内容につきましては、新旧対照表で説明しましたので、説明は省略させていただきます。

下段の附則でございしますが、施行期日は令和3年4月1日から施行すること、経過措置として、この条例の改正前にされた処分手続等について規定するものであります。

以上で、議案第84号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） すみません。今回、変わるところが、場所が変わって、こちらは議案説明書のところの46ページに印刷機のところ省かれているのですけれども、これは今現在は市民の活動の中では、自分たちで印刷する紙は持ってきていると思うのですけれども、それをなくすということはどういう状況になるのでしょうか。全部印刷も紙も使わせていただくということで理解をすればいいのかどうか、ちょっと中身についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） この印刷機につきましては、移転先であります市民交流センターの印刷機を使っていただくこととなります。使用料につきましても、そちらの使用料によりまして使っていただきますので、紙につきましても今現在、市民活動推進センターで使っているものと同じような扱いで、利用者がやはり持ち込みまして、同じように印刷をしていただくということで考えているところでございしますので、使用料につきましても今までと同じようにご負担をいただくということで考えているところでございます。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） すみません。今までと同じということは、私が紙を持って行って印刷をするということですか。では、同じですか。

○委員長（中島克訓君） 横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） 今の形態と同じ形で使っていただくこととなります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） であれば、ここは何か印刷機の部分が消えているので、もう全部紙までくれるのかなというイメージで捉えたのですけれども、そうではないとするところのこの書き方、ちょっと違わないといけないのではないかなと思ったのですけれども。

○委員長（中島克訓君） 横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） こちらの条例につきましては、現在の市民活動推進センター

の条例になりますので、今度移転しますと、市民交流センターのそちらの条例がありますので、それに従ってご負担いただきますといえますか、お支払いをいただいて使っていただくということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 利用している方々が、変わっても同じですよということでご理解いただければ別に問題はないかと思うので、これ見ただけだと全部紙ももう頂けてしまうのかなとちょっと一瞬思ってしまったものですから確認させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（中島克訓君） 大浦委員。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。くららですよ。利用者、会議とかで使っている方無料だったと思うのですが、その確認をまずさせてください。

○委員長（中島克訓君） 横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） これにつきましては、移転先におきましてもくららの登録団体であれば市民活動センターで使う部屋については無料ということで、同じでございます。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。その案内は、くららに登録されている団体さんには、今後通知するのですか、それとも通知済みなのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） これにつきましては、くららで定期的に発行している機関誌がございます。そして、これを12月号で周知する予定でございます。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第84号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第5、議案第89号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） ただいまご上程いただきました議案第89号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は45ページ、議案説明書は72ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが議案説明書の72ページをお開きください。提案理由でございますが、消防団の実情に応じた組織の再編に伴い、消防団員を適正に配置するため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、統合による急激な変化を避けるため、2年間の経過措置を設け、2段階による改正を取らせていただくこととなります。1として、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正第1条関係でございます。（1）定員及びその区分を改めること、（2）資格を改めること、（3）報酬を改めること、（4）費用弁償を改めること、2として栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。（1）定員及びその区分を改めること、（2）報酬を改めることでございます。

参考条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、74ページ、75ページを御覧ください。栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

第2条、定員は現在の1,216人から1,021人となります。こちらは第2条関係にて1,009人に改正いたします。

第3条、入団資格について、通学する者を加え、既に制度化されている栃木市学生消防団活動認証制度の有効活用を期待します。

第12条、方面隊の廃止により、副団長が兼任していた正副方面隊長の職がなくなることから、副団長の報酬を減額いたします。

第13条、消防団員の旅費に関する規定を栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償

に関する条例と同内容いたします。

次の76ページ、77ページの上段につきましても同内容でございます。

次に、76ページから81ページまでの別表につきましては、経過措置期間中の数字でございます。こちらは4点の改正がございまして、1つ目として方面隊を廃止し、団長と副団長で構成する団本部の副団長職を調整いたしました。2つ目として、方面隊ごとに設置している本部分団を統合いたします。また、団員確保が困難な地域については、部を統合いたします。3つ目として、部長及び班長の定員について一定の条件の下、その人数を統一いたします。4つ目として、各分団部の名称から方面隊を削除いたします。

次に、80ページ中段から81ページを御覧ください。栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。こちらは経過措置後となります。

第2条、定員は1,021人から1,009人に改正いたします。

第12条、本部分団副団長の職にある副団長が削除されます。以降の別表につきましては、経過措置後の数字でございます。

次に、議案書の46ページを御覧ください。46ページにつきましては、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するというものでございます。

46ページから49ページにつきましては、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、ここでは省略させていただきます。

次に、議案書の49ページを御覧ください。附則でございしますが、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） お疲れさまでございます。ちょっと人数のところを確認させてもらいます。私、今、第6分団というところに所属しておりますが、分かりやすいので、そこで説明いたします。現行が取りあえず分団長、副分団長含め合計33名ということでよろしいですね。それで改正後には、今度30人になるということでよろしいわけですね。そうなりますと、ごめんなさい、6分団が実際何人所属しているかまで私自身は把握していないのですが、今が30だから減らせるだろうという考えなのか、それとも今33人いるのですが、3名退職してもらおうという考えなのか、ちょっとそこだけ確認させてもらいたいと思っています。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） これは6分団に限ってということではございません。実際の今消防団員に登録されている人数が、総数で1,103名いらっしゃいます。ただ、最終的に条例改正が終わりますと1,009名ということになります。実際は、その中で90名近くの方々が人数が減るわけですが、現在登録されている団員の方々につきましてもそれぞれいろいろな事情がございますが、家庭の事情でなかなか出てこれないと、それから会社の都合でなかなか出られないと、そういったところを含めまして、定員に、条例定数になるべく近づけるように登録されているところではございますが、そういった事情の方々もおりますので、今回、定員数を引き下げて、実際に活動していく人数、実活動員数に合わせるような形と取らせていただきました。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 俗に言う幽霊部員をきれいにしていくという考えもあるということですよ。無理やりやめてくれというのはもちろんないとは思っていますが、今後、団員確保が難しいということで、よく自治会で人を連れてきてくれよという話もあったものですから、これによって少しそういうのも減っていくのかなというのも思っています。水害もあり、今後、大災害が起きるかもしれないので、定数を減らすことにより、市民に対する生命、財産をより守っていただけますように制度整備、備品の充実をよりお願い申し上げまして、一応要望で終わります。

○委員長（中島克訓君） 要望ということでお願いします。

ほか質疑ございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） ご提案の中で説明はあったのですけれども、ちょっと分かりづらかったので、もう一度聞きたいなというふうに思います。報酬のことで副団長、現行23万7,000円が今度20万円になったと、その理由について再度お聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今のご質問につきましてお答え申し上げます。

副団長職は、現行で方面隊長にある方と副方面隊長にある方、2つのパターンがございますが、方面隊長職にある方が現在23万7,000円、そして副方面隊長職にある方が17万円ということになります。そして、条例改正後につきましては、その方面隊がなくなることから副団長職一本という形にはなるのですけれども、県内の同じような消防団の実情に合わせたと、それとこの中間を取ったというところで副団長職の報酬につきましては20万円ということで、団本部の会議等で協議しました結果で、この金額となりました。

以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

- 委員（福田裕司君） 全体的な役職に就いている方の人数の変更があったということではないのですね。
- 委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。
- 消防総務課主幹（中村 聡君） 役職のところだけ申し上げますと、特に方面隊長職という方々が、その立場がなくなりまして、副団長という一本になるわけなので、その部分に関しては現行18人いらっしゃるのですが、団員定数として18名なのですが、これを最終的には6名という形になりますので、12名の減とはなりません。
- 委員長（中島克訓君） 福田委員。
- 委員（福田裕司君） ますます分からなくなってきました。例えばその役職になる人間が増えたので、同じ金額を与えてしまうと増してしまうからと思っていたのですけれども、何か今18人が6名になって、なおかつ23万7,000円が20万円というところがちょっと理由が分からない。だから、今までの方面隊長制度がなくなったというのは理解しているのですけれども、変な意味、役職手当をもらっていた方が、今度こんなにもらえなくなってしまうのかなというのが、処遇的に見たら低下になってしまうのではないのかなという思いでちょっと質問したわけなのですけれども、その辺の意味が分からない。減っているのだから、もうちょっと増やしても別に総額的には変わらないというか、処遇面で劣らないのではないのかなという認識でいるのですけれども、そこをもう一回説明をお願いします。
- 委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。
- 消防総務課主幹（中村 聡君） ちょっと説明が不足しておりました。現在の方面隊長職の方々は、栃木市消防団になったときに、それぞれの市や町で団長をされていた方々をそのまま副方面隊長として立場を残しました。その部分につきましては、本市消防団以外の県内の消防本部を見ますと、そういった方面隊長職ということがないのです。それで、その合併したときにつくった方面隊長職の副団長さんと、その下にいる副隊長職の団長さんを一本に変えたのです。そこで、副団長という立場になりました。その副団長の立場の方々は、県内で見ますと団長と金額差がある程度ありまして、それで今回の金額の中間を取っているところでございます。おっしゃるとおり金額は下がっているように見えるのですが、実際副団長さんとして県内の消防団の報酬を見ますと、その中でも今回の金額は比較的高いものでございますので、ある程度県内の状況に合わせるということも致し方ないのかなということで、ご了解いただいているところでございます。
- 委員長（中島克訓君） 福田委員。
- 委員（福田裕司君） ということは、逆に言うと従来の組織であると、県内で比べたときに栃木市は優遇されていたという見方でもよろしいのですか。
- 委員長（中島克訓君） 小島消防長。
- 消防長（小島 徹君） 当時、合併するときに、栃木市の報酬がちょっと低かった。それなので、

大平町の消防団の報酬に合わせました。それなので、栃木市消防団の役職の人たちは全部上がりました。そういう経過があります。よろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

○委員（福田裕司君） 了解しました、今、分かりました。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 13条の第3項の中の旅費相当額を削り費用弁償としてのという旅費ですよ。消防団員が公務のため旅行した場合はという形なのですが、こういった内容のことを公務のための旅行をした場合ということを用いのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答えいたします。

災害も含めまして、消防団業務として出向したケースとお考えいただければいいかと思えます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 出向した例というのは、結構あるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小島消防長。

○消防長（小島 徹君） この旅費に関しては、消防団の人にも、例えば艀装メーカーですか、早く言えば艀装メーカーの会社に出向して中間検査というのをやります。確かに組み立てる段階で、それが仕様書どおり適切に行われているか、そういうところに消防団の方も行ってもらって確認してもらわねえです。ですから、その費用になります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そこのところが、旅費相当額を削り、費用弁償としての次に旅費を加えるという形に変わるのですけれども、どのように変わるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 説明、大丈夫ですか。

中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 費用弁償につきましては、ある程度ルール化しておりまして、火災出場と、それから訓練と、そういったものの中で1出場当たり1人2,000円というところで決めているところがございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと今聞き取れなかったのですが、2,000円というのは。

○消防総務課主幹（中村 聡君） はい、そうです。

○委員（青木一男君） 今度は増えるということですか。ちょっとすみません、聞き取れなかったのですけれども。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 費用弁償として1回当たり2,000円で統一するということになります。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、増えるということなのですか、それとも減るということなのですか。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 現行と同じでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構ですので、お疲れさまでした。

ここで暫時休憩を入れますので、お願いします。

（午前11時05分）

○委員長（中島克訓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第6、議案第92号 権利の放棄についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） それでは、よろしく願いいたします。ただい

ま上程をいただきました議案第92号 権利の放棄についてご説明を申し上げます。

議案書は55ページ、議案説明書は98ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、議案書の55ページをご説明いたします。権利の放棄について議会の議決を求めるというものでございます。

1、放棄する権利の内容であります、市から栃木市土地開発公社に対する貸付金1億7,580万440円であります。

2、放棄する権利の相手方は、栃木市土地開発公社、理事長、南斉好伸であります。

3、放棄する理由につきましては、公社の解散に当たり債権を放棄するというものであります。

次に、議案説明書を御覧ください。98ページになります。提案理由であります、公社の解散を提案するに当たり、公社の債務を整理する必要があるため、市からの貸付金を放棄することについて議会の議決をお願いしたいというものでございます。

参照条文につきましては、自治法における権利の放棄に関する議決事件についての抜粋でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 改めて確認をさせていただきます、質問がないとあれなので。基本的に権利の放棄、次のほうにもちょっと絡むかもしれませんが。この1億7,500万円何がしというお金は放棄するのだということで、一応納得はしてしまうのですけれども、簡単に言いますと取れる要素がもうないということで。ただ、引き継いだ後に何らかのアクションを起こしていきますよとっては、多分執行部のほうは言ったと思うのですが、それも非常に難しいではないかという、もう実態がなくなるわけですから。その考えについて、改めて確認をさせていただきます。

○委員長（中島克訓君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

今回、上程させていただきましたのは、公社に対する貸付金について権利を放棄したいというものでございまして、この後の案件でまた検討いただきますが、裁判により勝ち得たといえますか、損害賠償金につきましては市がその権利を継承すると、市が引き継ぐということになりますので、市としての請求は続けていきたいというふうに、このように思っております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。質疑は。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 納得はしているのですけれども、では請求先を改めて確認します。

○委員長（中島克訓君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 請求先につきましては、裁判の相手方でありましてオーケー工業と元理事長ということになりますけれども、オーケー工業につきましては清算会社でありまして、所有している土地が藪部4丁目の当該土地だけということでありましたので、これについてはもう競売を進めておりましたので、請求は難しいというふうに考えておりますが、そういう意味では元理事長に対して請求を続けていくということになります。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑は。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。このお金の件ではなくて、競売で民間に今度売却されたということですが、鉛汚染とかがあるということで市民の方は十分分かっている危険な場所でもあるとは感じていますが、今後はどの課が、その土地に関しての利用の仕方や汚染が広がっていかないようなものも含めて管理、監督していくのか教えてください。

○委員長（中島克訓君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 今、委員ご質問のとおり、現時点で競売により土地は民間の企業が購入されましたが、今後については現在の法律、条例に基づいて管理していくということになりますので、幾つかの所管、都市計画課ですとか環境課、その他の課があると思いますが、それぞれの所管において市としてしっかりと監督、指導はしていくということでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第7、議案第93号 栃木市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第93号 栃木市土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。

議案書は56ページ、議案説明書は99ページから101ページであります。

まず、議案説明書56ページを御覧ください。公拡法の規定に基づきまして、公社を解散することについて議会の議決を求めるというものであります。

次に、議案説明書99ページを御覧ください。提案理由であります。公社は市に代わって土地の先行買収等を行ってまいりましたが、地価の上昇が見込まれない現状において、その役割を果たしたと判断し、公社の解散について議会の議決をお願いするというものでございます。

参照条文につきましては、議決を要する根拠として公拡法の第22条を抜粋させていただきました。

続きまして、議案説明書100ページ、101ページを御覧ください。まず、100ページ、1の経緯でありますが、公社は昭和48年に設立いたしまして、公共用地の先行取得等を行ってまいりました。

2であります。解散理由につきましては、(1)として平成25年を最後に用地取得や売却の事業を実施していないこと、現在保有する土地もなく、今後も公社を活用する予定、するような事業がないということがございます。

(2)として、菌部4丁目土地購入問題の損害賠償金につきましては、法的強制力のある債権回収がこれ以上見込めないということがございます。

(3)として、公社に要する経費を節減し、事務の合理化を図る必要があるというものでございます。

3、公社の財産の状況であります。(1)につきましては、次のページで後ほどご説明いたします。

(2)につきましては、解散後、残余財産がある場合には、定款に基づき市に寄附するというものであります。

4です。今後のスケジュールであります。本議会において議決をいただきましたら、県に解散認可申請を行い、年明け1月の認可を予定しておりますが、4月には清算を終了し、5月には市議会にご報告をしたいというふうに予定をしております。

最後に、101ページの令和2年3月31日現在の公社の財産目録について説明いたします。資産の部であります。流動資産として現金及び預金が1,453万4,000円、未収金が菌部4丁目の土地購入

に係る裁判に伴う損害賠償金と、その利息が3億6,430万6,000円でございます。貯蔵品を含めた資産合計3億7,884万4,000円でございます。

負債の部ですが、長期借入金が栃木市からの借入金でございます。1億7,580万円でございます。したがって、差引き正味財産は2億304万4,000円でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第8、議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。ただいまご上程をいただきました議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和2年度栃木市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,136万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ899億9,990万7,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。第2項は、債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為補正による。第3項は、債務負担行為の廃止は、第5表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、第6表、地方債補正による、第2項は、地方債の変更は、第7表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、5ページと次の6ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正（追加）につきましては、所管関係部分がございませんので、次の8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は1項目めの広報とちぎ印刷から4項目めの都賀保健センター、都賀文化会館解体工事までの4項目と、下から3項目め仮眠用寝具借上及び次の高機能消防指令センター情報系設備更新委託の計6項目であります。

まず、1項目めの広報とちぎ印刷及び2項目めの広報とちぎ配送業務であります。来年度の広報とちぎの発行、配送作業等を迅速かつ円滑に進めるため、本年度中に契約事務等を行う必要があることから、令和3年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

3項目めのいちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会開催事業費補助金（ポート、カヌー競技会場設営及び撤去業務委託分）であります。ポート及びカヌー競技のリハーサル大会を実施するに当たり、大会スケジュールに合わせた準備等を行うため、令和3年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

4項目めの都賀保健センター、都賀文化会館解体工事であります。この後11ページに出てまいります債務負担行為補正（廃止）の2項目と連動するものでありまして、2款の一体的な解体による工事施工及び管理効率の観点から、令和2年度当初予算においてお認めいただきました各款の解体工事に係る債務負担行為を廃止し、併せて1項目として新たに追加させていただきたいというものであります。

期間につきましては令和3年度、限度額につきましては新たにアスベスト対策が必要となること

が判明いたしましたので、2億9,730万6,000円とさせていただきますというものであります。

次に、下から3項目めの仮眠用寝具借上であります。来年度の消防職員が使用する仮眠用寝具のレンタルを迅速かつ円滑に進めるため、本年度中に契約事務等を行う必要があることから、令和3年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の高機能消防指令センター情報系設備更新委託であります。情報系設備の老朽化に伴い、年度内にサーバー類等の更新を完了させるため、本年度中に契約事務等を行う必要があることから、令和3年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。失礼いたしました。次年度です。令和3年度内に更新を完了させていただきたいというものでございます。

次に、10ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）であります。本表は上段が補正前、下段が補正後となっております。都賀保健センター、都賀文化会館解体工事管理業務委託につきましては、解体対象建物において新たに対策が必要となるアスベストの含有が判明したことから工期の増加が必要となるため、限度額を491万7,000円に変更させていただくものであります。

次に、11ページを御覧ください。第5表、債務負担行為補正（廃止）であります。1項目めの都賀保健センター解体工事及び2項目めの都賀文化会館解体工事につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正（追加）でご説明いたしましたように、この2項目を廃止し、1項目として追加させていただくものでございます。

次に、13ページをお開きください。第6表、地方債補正（追加）であります。民生施設災害復旧事業であります。詳細につきましては後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。第7表、地方債補正（変更）であります。本表は14ページが補正前、15ページが補正後となっております。14ページ、補正前の起債の目的欄の1項目め、まちづくり事業（施設整備）から最後の農業施設災害復旧事業までの計14件について限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして、37ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。37ページは歳入、次の38、39ページは歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入についてご説明をさせていただきますので、40ページ、41ページをお開きください。

中段の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額1億5,000万円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金の造成に充てるため増額補正するものであります。

次に、3目下の5目1節消防費補助金は、補正額79万6,000円の減額であります。説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、高規格救急自動車購入事業費における補助対象事業費の減額に伴い減額補正するものであります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。2段目の16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額137万8,000円の増額であります。説明欄の未来技術活用促進支援補助金につきましては、9月の第6次補正予算でお認めいただきましたRPA整備事業費が補助対象となることから、増額補正するものであります。

次に、19款1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金は、補正額2,194万7,000円の増額であります。説明欄の国民健康保険特別会計繰入金につきましては、特別会計における令和元年度決算に伴い超過繰入額の戻入れのため増額補正するものであります。

44、45ページをお開きください。3目1節介護保険特別会計繰入金は、補正額7,060万9,000円の増額であります。説明欄の介護保険特別会計繰入金につきましては、特別会計における令和元年度決算に伴い超過繰入額の戻入れのため増額補正するものであります。

次に、2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額9,607万8,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、3目下の14目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額1億270万6,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業費及び大平運動公園管理費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、2目下の24目1節消防基金繰入金は、補正額220万9,000円の増額であります。説明欄の消防基金繰入金につきましては、訓練用安全管理器具購入事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、21款5項4目2節雑入は、補正額320万7,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の2行目、消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）でありまして、県道拡幅に伴う防火水槽の廃止に係る物件補償費を受け入れるため、増額補正するものであります。

46、47ページをお開きください。22款1項市債であります。1目1節総務管理債は、補正額450万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（まちづくり施設整備）につきましては、市民活動推進センター管理運営費における市民交流ラウンジ改修工事に充てる起債を増額補正するものであります。

4目1節農業債は、補正額2,880万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、部屋南部地区かんがい排水事業費における県営水利施設整備事業負担金に充てる起債を増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費におけ

る農業施設等整備工事に充てる起債を増額補正するものであります。

5目1節道路橋りょう債は、補正額3,370万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道1033号線交通安全施設整備事業における物件移転等補償金及び今泉泉川線道路整備事業費における市道拡幅工事に充てる起債を増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道43386号線道路改良事業費における物件移転補償金に充てる起債を増額補正するものであります。

次の一般事業債（その他土木施設道路維持事業）につきましては、当初予算に計上した市道各号線交通安全施設整備事業費に充てる起債であります。より有利な借入れ条件となるその次にあります栃木県市町村振興資金貸付金（道路維持事業）へ振り替えるため、減額補正するものであります。

次の栃木県市町村振興資金貸付金（道路維持事業）につきましては、ただいまご説明いたしましたように市道各号線交通安全施設整備事業債に充てる起債を振り替えるための増額補正であります。

なお、栃木県市町村振興資金貸付金の内容といたしましては、栃木県が市町村の振興を図るための事業を対象として貸し付けるものでありまして、対象事業費や償還期間、また貸付枠の制限はありますが、充当金額の拡大や貸付利率の低減を図ることが可能となるため、振り替えたいというものであります。

以下の説明欄において、3か所ほど出てまいりますが、全て同様の理由でありますので、各項目での詳細説明は省略させていただきます。

次に、2節河川債は、補正額130万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他排水施設等河川等整備事業）及び次の栃木県市町村振興資金貸付金（河川等整備事業）につきましては、排水路整備事業費に充てる起債であります。借りに有利な起債へ振り替えるため一般事業債を減額し、栃木県市町村振興資金貸付金を増額補正するものであります。

3節都市計画債は、補正額210万円の増額であります。説明欄の地域活性化事業債（公園整備事業）及び次の一般事業債（その他スポレク施設公園整備事業）につきましては、太平山県立自然公園施設整備事業費に充てる起債であります。交付税措置が見込めるより有利な起債に振り替えるため一般事業債を減額し、地域活性化事業債を増額補正するものであります。

次に、4節住宅債は、補正額2,970万円の増額であります。説明欄の公営住宅改修事業費（公営住宅改修事業）につきましては、市営住宅リフレッシュ事業費における外壁改修工事費に充てる起債を増額補正するものであります。

6目1節消防債は、補正額790万円の減額であります。説明欄の一般補助施設整備等事業債（消防施設整備事業）につきましては、高規格救急自動車購入事業費及び水槽付消防ポンプ自動車購入

事業費の減額に伴い充当する起債額を減額補正するものであります。

次の一般事業債（消防・防災施設整備事業）及び次の合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防ポンプ自動車購入事業費に充てる起債であります。対象事業費の変更により一般事業債を増額し、旧合併特例事業債を減額補正するものであります。

7目1節小学校債は、補正額1,990万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）及び次の栃木県市町村振興資金貸付金（小学校施設整備事業）につきましては、小学校給排水設備整備事業費に充てる起債であります。借入れに有利な起債に振り替えるため学校教育施設等整備事業債を減額し、栃木県市町村振興資金貸付金を増額補正するものであります。

2節中学校債は、補正額2,770万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）及び栃木県市町村振興資金貸付金（中学校施設整備事業）につきましては、中学校施設整備事業費及び中学校校舎改修事業費に充てる起債であります。借り入れに有利な起債に振り替えるため学校教育施設等整備事業債を減額し、栃木県市町村振興資金貸付金を増額補正するものであります。

3節社会教育債は、補正額2,230万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他文教施設文化財保護施設整備事業）及び公共事業等債（まちづくり、文化財保護）につきましては、（仮称）文化芸術館等整備事業費に充てる起債であります。対象事業費の変更により一般事業債を増額し、公共事業等債を減額補正するものであります。

9目8節民生施設災害復旧事業債は、補正額680万円の増額であります。説明欄の民生施設災害復旧事業債（過年分）につきましては、昨年度実施した長寿園及び大平西小学校学童保育施設の災害復旧事業債に充てる起債を増額補正するものであります。

9節農業施設災害復旧事業債は、補正額730万円の増額であります。説明欄の農業施設災害復旧事業債（過年分）につきましては、農業施設災害復旧事業費に充てる起債を増額補正するものであります。

48、49ページをお開きください。23款1項1目1節自動車取得税交付金は、補正額1万5,000円の増額であります。説明欄の自動車取得税交付金につきましては、昨年の税制改正により環境性能割交付金へ制度が移行されたため、本年度当初予算では廃目といたしましたが、過年度課税分が交付される見込みとなったため、新たに款、項、目を追加し、増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明は終了し、引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたしますので、50ページ、51ページをお開きください。

1款1項1目議会費は、補正額42万9,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員手当等の変動に伴い不足が見込まれるため補正するものであります。

なお、次ページ以降の各科目における説明欄の職員人件費につきましては、人事異動等により給

料や職員手当等及び共済費の支出見込みを精査したところ、増減の必要が見込まれるため予算額を補正するものでありますので、恐れ入りますが、以降説明欄の説明につきましては省略をさせていただきます。

52、53ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額514万7,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（総合政策課）につきましては、ふるさと応援寄附の受入に要する会計年度任用職員報酬を補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額291万9,000円の増額であります。説明欄の聖火リレー事業費につきましては、東京2020オリンピックに合わせ実施される聖火リレーに関するスケジュールが示されたことにより、実施に要する業務委託料等を補正するものであります。

10目情報システム管理費につきましては補正額ゼロ円ではありますが、第6次補正予算によりお認めいただきましたRPA整備事業費において県補助金が活用できますことから、財源について補正をするものであります。

1目飛びまして15目諸費につきましては、補正額1億7,195万1,000円の増額であります。説明欄の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動推進センターの移転に伴い必要となる改修工事費等を補正するものであります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、過年度分過納金が当初見込みを上回っており、償還金に不足が見込まれるため補正するものであります。

このページの所管関係部分は以上でありますので、次に54ページ、55ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額279万2,000円の減額であります。説明欄の市民税賦課事務費につきましては、市県民税申告会場において新型コロナウイルス感染防止策を講じるため必要となる消耗品費等を補正するものであります。

次の地方税共通納税システム事業費につきましては、本年度分のシステム利用納付取扱手数料の確定に伴い、不用額が生じるため補正するものであります。

次に、88、89ページをお開きください。88、89になります。9款1項1目常備消防費は、補正額252万9,000円の増額であります。説明欄1項目め、職員人件費につきましては、今議会に上程しております新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当の増額であります。

次に、2項目め、訓練用安全管理器具購入事業費につきましては、高所訓練時の安全を確保するため器具購入費を補正するものであります。

3目消防施設費は、補正額956万4,000円の減額であります。説明欄の高規格救急自動車購入事業費及び次の水槽付消防ポンプ自動車購入事業費につきましては、入札の執行に伴い、車両購入費に不用額が見込めるため補正するものであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。質疑よろしくお願ひします。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 説明ありがとうございます。

53ページのところ、確認なのですけれども、53ページで備考のところの聖火リレーの事業費というところでスケジュールが示されたのでと言われまして、去年走ってくるルートとかありましたけれども、そのままになるのか、全く改めて変わってくるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 茂呂スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（茂呂一則君） 改めまして、こんにちは。お答え申し上げます。

基本的に聖火リレーのルートにつきましては、まだ組織委員会から正式に決定がなされたわけではなく、前年踏襲、昨年、聖火リレーのルートに選ばれた地域については、そのまま前年踏襲という今現在の方向性ではおります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。盛大にできる、コロナの状況なのでどういうふうになっていくのかなと思いますけれども、みんなで盛り上げたいと思っています。

それから、その下の市民活動推進センターの管理運営費で、今説明では移転に伴うということと言われたのですけれども、もう既に移転も終わっているし、これから入ってくるということの移転となると、くらのところかなと思ったのですけれども、その関係の改修工事費になるのかどうかお伺いしたいと思います。

それと併せて、ごめんなさい。市債で言われましたよね。47ページでしたか、合併特例債の施設整備費、これがここの市債に同じものなのかどうか、併せて確認したいと思います。

○委員長（中島克訓君） 横倉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） まず、53ページにあります市民活動推進センター管理運営費でラウンジの改修工事費とありますが、これは市民交流センターに移転するに当たりまして、そのラウンジの改修工事でございます。このラウンジにつきましては、入り口のところに壁のない状態になっておりますので、ここを事務室として使用することになりますので、壁と出入口の設置が主なものになります。また、そのほか配線の工事とかありますけれども、それが主なものとなります。

以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） 2点目のご質問の47ページの旧合併特例事業債450万円の増額という部分につきましては、先ほど横倉課長のほうからご説明のありましたラウンジの改修の工事に係る起債という形になります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。47ページの市債関係についてお伺いいたします。

簡単に言うと、例えば一般事業債、橋りょう関係、そうすると栃木県の市町村振興貸付資金に振り替えていると。何項目か、それと、全部とは言いませんけれども、合併特例債から一般事業債に変えているということで、そのときどうしても数字が上がるということで、何らかの形での起債を起さなくてはならないというのは何となく分からなくはないのですが、やっぱり微妙なところで、例えば利率とかそういうことがかなりメリットがあるから振り替えるのだなと思うのですが、具体的にちょっとお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） 栃木県市町村振興資金貸付金、こちらにつきましては金額が微妙に違うというようなお話あったかと思うのですが、通常起債についてはいろいろな起債メニューによって工事費に対して100%とか70%とか90%とか、起債のできる率というのが決まっています。今回、市町村振興資金貸付金につきましては、基本的に工事費の100%を掛けられることとなりますので、例えば75%の起債の部分から25%余計に借りられるということで、金額のほうのずれが出ているというところでございます。

それと、市町村振興資金貸付金につきましては、利率の部分が通常幾つかパターン、物によってあるのですけれども、通常政府資金と言われている財政投融资の資金よりも基本的には0.1%から0.3%程度下げた利率で設定されていきます。ただ、今回上げている一般事業債等々は、通常の縁故債というか、民間資金、銀行等から借り入れるお金になってきますので、当然政府資金よりも利率は高いという部分がありまして、それと先ほどの政府資金より安い利率で借りられるということ、差としては今の時代ですので0.1%とか0.2%とか、そういう世界になってしまうかとは思いますが、多少なりでも貸付け利率、長期になりますので、なるべく有利な起債に振替をするというような形で今回ご提案というか、補正を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第71号の所管関係部分を採決いたします。
本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第71号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。
なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。
これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 零時05分）